石井町創業促進事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、石井町内での創業を促進し、町の産業の活性化を図るため、町内で新たに創業する者に対し、その創業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1)　町内に事業所等を設け創業し、かつ、町内に住所を有する個人又は本社所在地を町内に有する法人

(2)　産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）に基づく創業支援事業計画の認定を受けた市区町村から特定創業支援事業による支援を受けた者

(3)　補助金の交付申請をする年度の末日の前日までに、税務署に開業届又は法人設立届出書を提出した者

(4)　町税を滞納していない者

(5)　過去にこの補助金を受けていない者

（補助対象経費及び補助金の額）

第３条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に定める経費とする。

(1)　事業の用に供する土地又は建物の購入費又は賃借料

(2)　事業所の増改築又は改修に要する経費

(3)　設備又は備品の購入費

(4)　広告宣伝費

(5)　その他町長が適当と認める経費

２　補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、１０万円を限度とする。

３　補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助対象期間等）

第４条　補助の対象となる期間は、補助金交付決定年度の４月１日から３月３１日までとし、かつ開業日又は法人設立日の前後６か月以内とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、石井町創業促進事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　税務署で受理された開業届又は法人設立届出書の写し

(2)　第２条第２号に規定する要件に該当することを証明するもの

(3)　補助対象経費の金額が確認できる書類
(4)　町税の納税証明書又は町税の納付状況調査同意書
(5)　その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第６条　町長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があり、補助金の交付を決定したときは、石井町創業促進事業補助金交付決定通知書（様式第２号）を、速やかに交付決定者に通知するものとする。

２　町長は、前項の規定に際して必要な条件を付すことができる。

（補助金の請求）

第７条　町長は、前条の規定による補助金の交付決定後、石井町創業促進事業補助金請求書（様式第３号）による交付決定者の請求に基づき、補助金を交付する。

（実績報告）

第８条　補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定の日の属する年度の３月末日までに石井町創業促進事業補助金実績報告書（様式第４号）に補助対象経費の支出が確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第９条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　この要綱に定める補助金の交付認定要件を欠くに至ったと認められるとき
(2)　虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき

（補助金の返還）

第１０条　町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、石井町補助金取扱規則（昭和４７年石井町規則第３号）に定めるところによる。また、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。